



ひだまり

明るく楽しく笑顔で元氣のぞる研修誌

発行所 社会福祉法人 聖ヒルダ会
〒245-0062
横浜市戸塚区汲沢町1060

10月の研修テーマ

事故防止

事故防止委員会

澤井雅美・馬越通昭

松澤涼子・上野史恵

◇福祉現場の事故防止

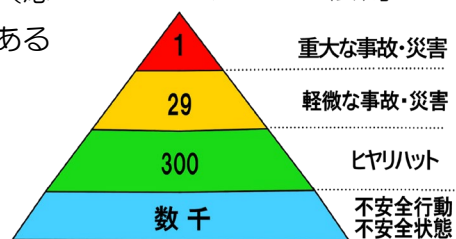
日々のケアの中で、事故防止についてどのようなことに気を付けていますか？ また、ヒヤリハット報告や事故報告書は何のために書くのか、今一度みんなで確認しましょう。「事故防止」について皆様に考えていただきたいと思います。

◇ハインリッヒの法則(1:29:300の法則)

アメリカの損害保険会社の安全技師であったハインリッヒが発表した法則です。「同じ人間が起こした330件の災害のうち、1件は重い災害（死亡や手足の切断等の大事故のみではない。）があったとすると、29回の軽傷（応急手当だけで済むかすり傷）、傷害のない事故（傷害や物損の可能性のあるもの）を300回起こしている。」というもので、300回の無傷害事故の背後には数千の不安全行動や不安全状態があることも指摘しています。法則としては、現在も十分に活用できる考え方です。

（厚生労働省 職場の安全サイトより抜粋）

ハインリッヒの法則



	事故の発生数	状況と影響	例
ヒヤリハット	300	事故につながりかねなかった出来事（事故の発生には至っていない・利用者への影響はなし）	転倒しそうになったが職員が支えた
軽微な事故・災害	29	事故につながる可能性のある事象、または重大な被害に至らなかった出来事など（影響はなし～軽微なもの）	転倒したが外傷はなかった
重大な事故・災害	1	実際に被害が生じた事故（影響はあり）	転倒して骨折した

◇ヒヤリハット報告を積み上げて事故防止に活かせましょう

ヒヤリハットとは、事故には至らなかったものの、「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりした出来事。たとえば、入浴後の脱衣室でご利用者が足を滑らせたものの、そばにいた職員がとっさに身体を支えて転倒を防いだ場面が挙げられます。状況が少し違えば事故になっていた可能性があります。厚生労働省のガイドラインでも、事故には至らなかった「少し気になる」程度のささいなものも含めて、ヒヤリハット事例は起こりうる事故を未然に防ぎ、ケアの質を高めるための貴重な情報になると説明されています。小さな気づきほど埋もれやすいものです。だからこそ、残しておくことに意味があります。

◇ヒヤリハット報告書を書きましょう

「こんな小さなことでもいいのかな」と思うような些細なことでも報告していきましょう。

ヒヤリハットの積み重ねが事故防止につながります。

*ヒヤリハットの事例は別紙で10月中に掲載しますので参考にしてください。

◇なぜ事故報告書はあるのか(書くのか)

「第1問」 事故報告書を書く「最大の目的は」なんだと思いますか？

- () A：事故を起こした職員を特定し、厳しく注意・処分するため
- () B：事実を記録し、同じ事故を起きない、起こさない「安全な仕組み」を全員で共有するため

「第2問」 事故の原因を考えると、最も避けるべき「書き方」はなんだと思いますか？

- () A：「職員の確認不足」「利用者が急に動いたから」という、個人の不注意や人のせいにした理由
- () B：「フロアが死角になっていた」「手順が複雑だった」という、環境や仕組みの理由

「第3問」 万が一、重大な事故が発生して外部から責任を問われたとき、あなたをまもる武器はなんですか？

- () A：「私は悪くありません」という口頭での言い訳
- () B：主観を交えずありのままの事実を時系列で残した「正確な報告書の記録」

● 事故報告書はあなたを責める書類ではありません

「責められたように感じる」「また怒られる」「自分の不注意を責められているようで気が重い」と心理的不安から強い抵抗感を感じているなら、それは大きな誤解です。事故報告書は誰かを責めるための「犯人探し」の道具ではありません。

① 利用者の安全を守り、あなた自身（職員）を守るためのもの

- ・危険を予知し先回りをする「予測と予防」利用者の安全を守る必要がある
- ・事故の事実を正確に記録（時間が経過すると記憶は曖昧になります、「いつ・どこで・誰に・どのような事故が起きたか、その時の状況、職員の対応等具体的に記録する

② 事故の原因を分析し再発防止につなげる

- ・正しい報告書があれば原因を振り返る事ができ、「誰がその場にいても起こりえた環境」「ヒューマンエラーなのか」と探る

③ 職員間で情報共有を行う

- ・職員 1 人だけが内容を把握していても他職員に適切な情報が伝わっていなければ、同様の事故が起こる危険があります

④ 一人で抱え込まない

- ・報告書を書くことは結果的に利用者・仲間（職員）・自分を守ることにつながる事を理解し「改善点を見出し対策を検討し実行する」ことに意識を向け「一緒に考えていく」姿勢が職場の風通しの良さや安心して働ける環境につながる

⑤ 仕組みを変えるため

- ・「誰が行っても安全な仕組み」を作る事
- ・具体的な環境調整（仕組みの改善）が可能になる

● 事故報告書はミスを責めるためではなく、未来の安全を守るための書類です

- ・主観は入れず、事実だけを客観的に書く
- ・個人のせいにはせず「環境や手順に（死角や不備）があったか」で考える
- ・職員（仲間）が明日は我が身と対策が出来る、現場に役立つ生きた情報を残す事

あなたの書く 1 枚の報告書が、施設全体の安全を支え、
あなた自身のプロとしての誇りと身の安全を守ります



“天災は忘れた頃にやってくる”

…日ごろへの備えを

理事長 渋澤 一郎

冒頭の言葉は物理学者で随筆家の寺田寅彦の言葉ですが、最近は異常気象(温暖化)のせいか、次々と天災と呼べる災害が発生しています。その結果、“天災は忘れた頃にやってくる”ではなく、“天災は忘れる間もなくやってくる”とか、“天災は忘れる前にやってくる”という、あまりありがたくない派生語も生じているようです。確かにそうだと思うにはいられません。幸い、聖ヒルダ会の諸施設は水害などの心配は特にはないようですが、地震のような災害はいつ起こるか分かりません。日ごろの備えを怠らないようにしたいものです。

随分前の話になりますが、2004年10月に新潟県中越地震が新潟県の中越地方を中心に発生し、地滑り等の被害により68人の方々が亡くなりました。当時、わたしは長野県の上田市で牧師と保育園の園長をしていましたが、上田でも随分揺れた記憶があります。教会内部の壁にも少し亀裂が入りました。その日は土曜日でしたが、月曜日に保育園に園児を送って来た保護者の方が、地震が起こった時、園児であるその方のお子さんは即座に机の下に潜り込んだのだそうです。その方は、保育園での避難訓練のお陰ですねと言っておられました。保育園では毎月避難訓練をしていますが、その成果がとっさに机の下に入り込むという行動になって出たのです。やはり訓練は大事です。“習い性（ならいせい）”という言葉がありますが、日ごろちゃんと訓練していればそれがいざという時に命を守ることにつながるのです。

話は変わりますが、岐阜市に「岐阜アソシア」という視覚障がい者の生活支援をする社会福祉法人があります。以前は「岐阜訓盲協会」と言いました。聖ヒルダ会と同じ聖公会を起源とする法人です。この法人は1891年(明治24年)10月に起こった濃尾地震(マグニチュード8の大地震。死者7000人以上)の直後に設立された法人です。地震で被災した視覚障がい者を救済するため、岐阜の教会の宣教師と信徒が始めた働きです。当初は針とマッサージ治療の練習所を開設し生活支援を行い、その後、視覚障がい者教育(盲学校)にも着手しました。現在、盲学校は岐阜県に移管され県立の盲学校となっています。福祉事業は岐阜訓盲協会となり、点字図書館の運営、点訳・音訳事業、生活支援等の活動につながり、今日の岐阜アソシアに至っています。設立から数えると今年で135年になります。聖ヒルダ会のルーツである聖ヒルダ養老院の創設はその4年後のことになります。そんな仲間の法人が岐阜にはあることを知っていただければと思います。

令和8年度 戸塚区区レベルセーフティーネット会議より

8月24日に戸塚区で開催されたセーフティーネット会議のなかで居住支援（生活クラブ神奈川の居住支援）についての研修がありました。

相談支援の中でも住まいに関する相談は難しいことが多い相談のひとつです。情報共有することで支援の一助になればと思います。

居住支援

～「住まい」を確保するだけでなく、「その人の暮らし」を支える～

1. 居住支援とは？

- ・住まいに困っている方が安心して暮らせるよう、「住宅の確保」と「生活の安定」を一体的に支える取組。
- ・入居前の物件探し・契約支援。入居後の見守り、生活相談、福祉サービスへのつなぎ等、居住の継続を支える。
- ・「住宅の問題」と「福祉・生活の困りごと」を分けず、住まいを生活全体の基盤として捉える。

2. どのような方が対象？

- ・住宅確保要配慮者：低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、児童養護施設等退所者など、住宅確保に特に配慮が必要な方。
- ・「保証人がいない」「高齢・障害を理由に入居を断られる」「家賃・初期費用が負担」「退居・転居が必要」など、住まいに関する困りごとがある方。
- ・生活クラブ神奈川では、住居確保に困っている方、高齢者、障がい者、外国籍の方、子育て世帯等を対象に「住まいと暮らし」の総合相談を実施。

3. 横浜市の居住支援 — よこはま住まいサポート ※個別の物件紹介・斡旋を行う窓口ではない。

- ・横浜市居住支援協議会の相談窓口。
住宅に困っている本人だけでなく、大家、不動産事業者、福祉支援機関等からも相談可能。
- ・希望や状況を確認し、支援機関や制度住宅の紹介、セーフティネット住宅等の民間賃貸住宅の探し方を案内。
- ・相談窓口：045-451-7812／平日 10:00～12:00・13:00～16:00（予約制）。

4. 生活クラブ神奈川の居住支援

- ・2024年4月から「居住支援法人」の指定を受け、「住まいと暮らし」に関する総合的な相談窓口を開設。
- ・生活相談・物件紹介・食料支援・保証人不要の住まい・就労支援などを組み合わせて支援。
- ・生活クラブ神奈川 居住支援相談窓口：045-476-1788／月～金（祝日除く）10:00～16:00。
＊Web フォームからも相談可能。

5. 横浜市と生活クラブをどう使い分ける？

	横浜市・よこはま住まいサポート	生活クラブ神奈川
主な役割	住まいの相談・制度や支援機関の案内、セーフティネット住宅等の探し方	住まい＋暮らしの総合相談、生活支援・物件紹介等
相談の入口	住宅確保に困っている本人・家族、福祉支援機関、不動産事業者等	本人・家族・支援者等から相談可能
特徴	行政・住宅・福祉・不動産等が連携する相談窓口	居住支援法人として生活課題も含めて伴走支援

6. 実践ポイント

- ・「住まいがない」だけでなく、「今の住まいを続けられない」「転居したいが保証人等の問題がある」「家賃を払えない」なども居住支援につながる相談。
- ・まず本人の希望・生活状況を確認し、必要に応じて横浜市の相談窓口や生活クラブ等につなぐ。一つの部署・職種で抱え込まない。
- ・住まいを入口に、介護・福祉・医療・生活困窮・就労・地域とのつながりを含め、その人が望む暮らしを一緒に考える。

「住まい」を入口に、「その人が安心して暮らせる生活」を支える

（地域包括支援センター 看護師 糸賀桂子）

今日から活かせる知識シリーズ 介護保険サービスを知ろう。(高齢者の住まいと宿泊編 PART2)

今回は前回に引き続き、介護保険サービスで利用できる施設【介護老人保健施設 ろうけん】について学んでいきましょう。

介護老人保健施設 (ROUKEN) とは



○ 対象者は？

介護保険法による被保険者で要介護認定を受けた方のうち、病状が安定していて入院治療の必要がない要介護度1～5の方で、リハビリテーションを必要とされる方
(要支援1・2の方は利用できません)

○ 申込方法は？

特養は、特別養護老人ホーム入所申込受付センターに書類を送る方法でしたが、老健は、各施設が定めた所定の申込書を各施設から入手し、直接施設に申し込みます。

○ いつまで生活できるの？

施設では、日常生活動作のリハビリ等を行いながら、在宅生活復帰をめざす施設であり、在宅生活の復帰を目的としているため、退所して家庭での生活ができるか定期的に検討されます。病状により入院治療の必要が認められる場合は、適切な医療機関を紹介していただけます。

○ 自宅に帰宅する(退所する)ことが決まったらどうするの？

在宅復帰に向けて、退所前にはご本人、リハビリ担当職員や介護福祉士等と一緒にご自宅に訪問し、在宅で担当するケアマネージャーと共に連携を図りながら、安全な在宅生活のためのサービスや福祉用具などを整えていきます。

横浜市平戸地域ケアプラザ 主任介護支援専門員 平江 美紀

【職員の異動】

○ 採用

2026年10月 1日付採用 ひぐらし 日暮 よしか 純佳 (ベタニヤ・ホーム 看護師)

○ 退職

2026年10月31日付退職 井上 加津子 (ベタニヤ・ホーム 看護師)